

平成17年度第1回周南市行政改革審議会会議録2月14日（要点筆記）

【助役挨拶】

お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

新たに、片岡委員、久保委員を周南市行政改革審議会委員として委嘱させていただいた。

厳しい財政状況が続く中、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」が大きな流れとなっている。

本市は、今後10年間のまちづくりの指針として「まちづくり総合計画 ひと・輝きプラン 周南」を策定したところだが、社会情勢等を勘案すれば、行財政改革の更なる推進が必要であり、行政改革大綱を計画的に進めていく必要がある。

民間の視点から、多くの助言をいただくとともに、御支援・御協力を賜るようお願いしたい。

【委員自己紹介】

【事務局自己紹介】

【会長挨拶】

行政改革大綱及び実施計画は、6回の審議を経て、平成17年11月5日に市長に答申した。

以後15箇月が経ち、実施計画の進行管理を行う段階となった。

本市は深刻な財政状況を抱えた新しい市として誕生したが、これを21世紀に向って新しく出直して、市作りをする絶好の機会にしなければならない。

行財政改革は、地方分権時代における自立した自治体を構築し、市民本位、市民主役のまちづくりに貢献するものでなければならない。

このためには、市民が、まちづくりに積極的に参画し、地方自治を支えるパートナーとして、その役割を担っていくとともに、議会及び行政と協働して新しい周南市を作り上げていく必要がある。

本日は、事務局から行政改革大綱及び実施計画の進捗状況の報告を受け、その実施状況がわれわれの期待したとおりなのか、テンポが適切なのか等、いろんな角度から議論していきたい。

そして、この審議会の意見を集約し、行政改革推進課を中心に市行政全体で

一層の努力をされるよう要請したい。御協力をお願いしたい。

【審議】

会 長 審議の方法は、行政改革大綱進捗状況表のかがみに記載されている基本方針の4つの区分ごとに進捗状況の説明を受け、この4つの柱ごとに審議をしていきたい。よろしいか。

各委員 異議なし。

事務局 説明は、基本方針の4つの区分ごとに説明する。

この度の報告は、平成17年10月末時点での中間報告で、効果額についてもその時点で把握できる限りのものである。

委 員 その前に質問がある。行政改革推進委員会と行政改革審議会の継続性を説明して欲しい。

事務局 条例により、従来の行政改革推進委員会が、平成17年4月から行政改革審議会になった。

目的・役割は変わってないが、地方自治法上の附属機関として、正式に条例で規定し、委員の身分も特別職の公務員として位置付けたもの。

委 員 審議した結果を市議会で討議することはあるのか。

事務局 市議会で討議することはない。市長に対する答申又は意見具申をすることになる。

その点では従来の行政改革推進委員会の場合と同じで、施行規則で行政改革推進委員会との継続性を規定している。

会 長 各委員に新しい条例、施行規則など審議会の根拠規定を、閉会までに渡すように。

事務局 閉会時にお渡しする。

会 長 それでは、もとに戻って第1の柱について説明をされたい。

事務局 整理番号1番から17番まで、行政改革大綱実施計画進捗状況表及び進捗状況表の概要に基づき説明

会 長 まず、整理番号4番の「財政健全化計画の策定」の中の経常収支比率と起債制限比率について説明をお願いします。

事務局 経常収支比率とは、市税等の一般財源総額に対する人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費の占める比率のこと。比率が高いほど財政が硬直化している、

つまり良くないことになる。

起債制限比率とは、標準的な財政規模に対する、公債費に充てられる特定財源や地方交付税により措置のある財源等を除いた公債費の占める比率の過去3年間の平均のこと。低いほど健全である。

年度末財政調整基金残高とは、家庭で言えば貯金に当たる。多いほど良い。年度末起債残高は、いわゆる借金のこと。世代間の負担の公平性やその年に

全ての費用を税金などの一般財源でまかなうことが困難であることから、起債も有効な手段ではあるが、多すぎるのは財政運営上問題である。

委員 トップマネジメントの強化については、行政内部の人だけではなく、行政中枢に、学識経験者、公認会計士等の外部の人を入れて、市民と行政が一体となって行政運営をするべきではないか。でないと、横並び思想になってしまう。

会長 委員から整理番号1番の「行政経営会議の効果的な運営」と関連して2番の「市政アドバイザー制度の創設」にまたがる意見があった。

これに関して意見はありますか。

事務局 「行政経営会議の効果的な運営」は内部の組織として位置づけ、「市政アドバイザー制度の創設」については外部の方の意見を取り入れるという制度である。

会長 行政経営会議は内部組織で、市政アドバイザー制度は外部の方を入れて行政経営会議を補強するというので、われわれの答申に基づいて行政改革大綱は作られている。このことについて意見はありませんか。

委員 ほかのさまざまな会議で、市民が参加しており、行政はその意見を取り入れているはずである。

委員 市政アドバイザー制度では効果が出てこない。不明確である。

委員 市政アドバイザー制度は、市政全体に参画することにはならない。

委員 市政アドバイザー制度のテーマが抽象的。現実と乖離しているのではないか。

会長 われわれが答申した行政改革大綱・実施計画の枠組みを今ここでくずすことはできない。先ほどからの意見をまとめると、市政アドバイザー制度が充分機能していないということになるのではないか。

委員 もっと全体をながめ、バランスをとったテーマでアドバイザー制度をいかすべきではないか。

会 長 事務局からの考えをお願いする。

事務局 市政アドバイザー制度は、市長のシンクタンク的な役割としている。

アドバイザー制度については、次回からは、テーマ設定等について工夫、検討したい。

また、各専門的な附属機関がそれぞれにあるので、それらとのかねあいも考慮していかなくてはならない。

委 員 先ほどからの委員の発言は、制度が悪いということか。実施内容が悪いということか。また、あらゆるテーマを全部網羅するなどということは、ありえない。

会 長 整理番号2 番の「市政アドバイザー制度の創設」のところでその機能強化をするということでもとめて良いか。

各委員 それで良い。

委 員 整理番号15 番の「ごみの減量化、再資源化の推進」について、ごみ収集の有料化とはどのようなものか。

ごみ収集の有料化の反動として不法投棄が危惧される。どのような計画なのか。

事務局 現在、ごみ対策推進審議会で検討中である。

委 員 粗大ごみは、有料化されている。ゴミ袋も有料である。

廃プラスチック等も有料化になると不法投棄がふえるのではないかと心配である。

委 員 もっと細かく、ごみの分類はできないのか。

事務局 これについても、ごみ対策推進審議会で検討している。

委 員 先ほどの委員の発言は、整理番号12 番の「外部委託の推進」の「ごみ収集業務の民間委託の推進」に分別品目の拡大が、書かれている。ここに書かれている内容で良いのではないか。

事務局 整理番号12 番の「外部委託の推進」の「ごみ収集業務の民間委託の推進」の今年度の実施や検討等の状況に新たな民間委託として書かれている内容が、分別について、見直した内容である。

会 長 ごみ対策推進審議会で検討中ということなので、計画に沿って進行していれば、本審議会ではとりあえず良いと考える。

委員 整理番号7番の「給与の適正化」について給与調整が決定されたということ
で良いか。

事務局 給与調整については、決定されている。

委員 退職金手当の見直しについてはどうか。

事務局 国においても退職金の率を見直しているが、市としても見直した。

委員 労働組合との調整は済んでいると考えてよろしいか。

事務局 そのとおり。

委員 先ほどの話に戻るが、整理番号2番の「アドバイザー制度」は10月末まで
に1回開催で実施となっているが、これで良しとするべきだろうか。

会長 事務局としては、1回開催でも「実施」として整理したのか。

事務局 実施とした。この制度は、平成16年度から引き続いたものである。

参考までに、12月末までには3回開催している。

会長 この件に関しては、開始時期等も含めて機能強化を求めるということでま
めたい。

委員 それで良い。

委員 整理番号5番の「自主財源の確保」の「市税等の収入の確保」について、訪
問件数に比較して、預貯金及び保険照会件数はかなり多い。

また、休日夜間の徴収状況はどうなのか。

事務局 記載している数字は、10月末現在で主管課から報告を受けた実績の数字で
ある。

委員 夜間の徴収時間の制限は、あるのか。

事務局 相手方の希望があれば別だが、夜の9時以降などは控えているはずである。

委員 滞納世帯はどれくらいあるか。

事務局 把握していない。

会長 この実績は、収納率を上げるため行った実績数値と確認する。

事務局 そのとおり。

委員 整理番号16番の「公共施設適正配置計画の策定」について、公共施設には
体育館なども入るのか。

事務局 入る。現在基準作りの段階で、具体的な検討にはまだ入っていない。

会長 指針の策定は、考え方を策定するという事か。

事務局 そのとおり。具体的な検討は、来年度からとなる。

委員 整理番号12番の「外部委託の推進」について、外部の業者との関係が多様化してくるので、チェック体制を強化する必要があるのではないか。

会長 外部委託及び指定管理者の「ガイドラインの作成」とあるが、効果のチェック、リスク管理を含めたガイドラインの策定になっているか。

事務局 市の業務を委託することについて、契約内容も含めて市もその責任を担保しなければならないと考えている。

会長 ガイドライン又は基準には、リスク管理等が入っているか。

事務局 ガイドラインは、推進するための手順が主な内容である。委託先選定の透明性、公平性の確保は入っている。

ほかに、職員については公務員倫理規程がある。

委員 行政と委託先との関わり、専門的な人員が配置されているか、年間の見通しができているかなどのチェックも必要

会長 外部委託については、経済的効果とは別に、事業効果を担保する必要、チェックする必要があるということか。

委員 そのとおり。

事務局 委託をする前に、委託効果を事前に検証する必要がある。また、市の課題、定員削減等を踏まえると、民間にできることは民間に委託するという方向である。当然、行政がやるべきことは行政が行なう。

会長 最近の姉齒事件等の問題があり、民間委託については、経済効果と事業効果の両面からの問題がある。

委員 整理番号9番の「イベントの見直し」について、イベントの種類と数は？

事務局 仮に、公民館等で行う子育て講座等も含めると約2,000になる。行政の関与の度合いは、様々である。基準を定めて、所管課に見直しを促していく。

委員 縦割りの影響で、行事の調整がされず、合併後、逆にイベントは増えている気がする。

あるイベントにはかなりのお金が出て、別のイベントに影響が出ているという声を聞く。財政の配分や、縦割りの中での判断には、見直しが必要なのではないか。

委員 同じようなイベントがいろいろなところで行なわれている。これからのイベ

ントは、個人のライフワークになっていくのではないか。

イベントの見直しについては、市民のライフワークとするような視点で取り組むべきではないか。

委員 今の意見に同感。イベントの見直しはもっと早めるべきだ。

会長 イベントの見直しは早めるべきだという意見がでている。整理番号9番の「イベントの見直し」のイベントは、行政が、補助金を出すなど大きく関与しているイベントのはず。われわれが、議論すべきそのイベントの定義や範囲に混乱があるように思う。

ここでいうイベントの数はそこまで多いのか。

事務局 行政の関与があるもの、子育て講座等も含めると、約2,000になる。

会長 子育て講座などは、イベントの中に入るのか。事業の再編、整理の中でやるべき事項ではないか。

事務局 イベントの扱いについては、これから基準の策定のなかで、整理していく。

会長 時間が相当たったので、ここで5分間休憩を入れ、今後の審議の進め方を事務局と協議する。

会長 再開する。事務局と協議した。審議項目が多く残っているので、この会議を2月中にもう一度開催することとしたい。

今日は、整理番号17番の「外郭団体の運営の見直し」までを審議したい。よろしいか。

各委員 異議なし。

委員 この会議は、中間報告の形で進捗状況を確認する会議であるはず。議論をするに足る資料の提出をお願いしたい。

委員 同感である。

会長 事務局は、定量的なものについては、できるだけ数値を付した資料を出してもらいたい。

委員 わかる部分もあるが、わからない部分がある。例えばイベントに対してどのようなことをしたという資料が欲しい。

委員 効果額の目標、予定額はあるのか。最終目標額、最終数値目標はないのか。
事務局 可能な限り記載している。

委員 数値があれば評価しやすい。できるところは数量化して欲しい。

事務局 5月末に平成17年度決算額が固まり、確定報告をする際には、できる限り数値目標等を記載したものにしたいと考えている。

会長 平成17年度の確定報告の際には、委員から指摘のあった進捗状況の進行管理に必要な資料を提出していただきたい。

委員 この審議会の委員は、ほとんど同じメンバーで2人だけが変わった。行政側は以前の担当職員が1人しかいない。これまでの会議と照らし合わせて、資料があれば提出して欲しい。

会長 進行管理をするために、事務局は、平成17年度の確定報告をするときは、数量化した目標と進捗状況を資料として提出するように。

また、次回、2月の会議では、可能な限りの補足資料を提出するように。

委員 途中段階なので、数字は入らないかもしれないが、例え空欄でも最終ゴールをにらんだフォーマットを準備しておくべきだ。

委員 もう少し経過のわかる資料が欲しい。

会長 今日の会議では、大方の委員が一致する意見として次の4点が出された。

整理番号2番の「市政アドバイザー制度の創設」については、機能強化に努めること。

整理番号12番の「外部委託の推進」については、今後の作業で一定のルールやリスク管理の強化に努めること。

整理番号9番の「イベントの見直し」では、テンポを速めること。

次回の審議では、可能な限り数量的なデータを付した資料を提出すること。

以上でよろしいか。

委員 イベントについては、具体的に明示していただきたい。

会長 事務局で確認することはあるか。

事務局 外部委託について、具体的にどのようなことが求められているのか。

会長 ガイドラインは推進するための手順が主に書いてあるとのことだが、事業効果の担保、リスクを管理する基準を整理、強化して欲しいということだ。

委員 鹿野高原開発を例にとれば、施設を運営するためには、かなりの専門家、人材が必要である。

事務局 外部委託をするためには、業務に応じて、必要な資格者、専門家が必要。今までも遂行してきた外部委託を更に推進していくという考えである。

外部委託をした後のチェック体制等の強化の問題はあるかと思われる。

会 長 むしろ、事後のチェック体制の中で強化するべきだということか。

事務局 指定管理者の指定の前には、仕様書、募集要項、業務内容も示し、応募者の専門性についても審査している。入札の場合には、契約前に指名資格等を審査している。

指定管理者の場合で言えば、業務を始めた後のモニタリングもするようにしている。

会 長 外部委託については、触れなくてもよいということか。

事務局 外部委託をした後のチェック体制等の強化の問題はあるかと思われる。

委 員 実施計画の進捗状況の管理、たとえば、外部委託の推進のためにはどのようなことが必要なのかという要望は良いが、委託することそのものについての議論はいかがだろうか。

会 長 実施方法の意見も進行管理に入ると考えて取り上げているのだが、この審議会として、外部委託の推進についてのリスク管理の強化という要望ははずしますか。

委 員 私の言ったのは、透明性の問題をどのように確保するかということ。

委 員 施設をつくれれば、運営する外郭団体、人材の育成が必要なのではないか。

事務局 外郭団体の人材育成は、外郭団体で行っていくべき。今は、外郭団体も民間と競争を余儀なくされている状況である。

会 長 審議会としての正式な意見は、次回、2月の会議でまとめる。事務局から何かないか。

事務局 後で、次回会議の日程調整をお願いしたい。

委員の任期が2月16日で満了となる。ほとんどの方は、再任でお願いしたい。委嘱状については、次回の会議のときに渡す。

〇委員は、今回で委員を退かれる。〇委員さんに一言お願いしたい。

〇委員 行政改革大綱策定作業では良い勉強をさせていただいた。何かにつけて、今後とも市民参画していきたい。よろしくお願いしたい。

事務局 新しい委員は、次の会議から参加される予定。また、審議のために必要とされる資料の要求があれば、事前に知らせて欲しい。

会 長 各委員は、電話、F a x等で事前に事務局に要望するように。

事務局 次回会議の日程調整をお願いしたい。

各委員 24日午後1時とする。

会 長 本日の会議は、これで終了する。